

【記載例 7】

前年から繰り越された純損失の金額がある場合② 《措法 41 の 5 による繰越控除 2 年目》

《本年分に係る所得金額》

- 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 2,000,000 円
- 2 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 3,000,000 円

《前年から繰り越された純損失の金額》

- 3 「事業所得に係る純損失の金額」(平成 27 年分) △2,000,000 円
- 4 「措法 41 の 5 による繰越損失額」(平成 26 年分) △4,000,000 円

《第四表 (一)》

1 損失額又は所得金額								
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)						⑤9 円		
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④A 収入金額	⑤B 必要経費等	⑥C 差引金額 (A - B)	⑦D 特別控除額	⑧E 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円	② 円	/	⑩60 円
		長期	総合譲渡			③ 円		⑪61 円
	一時	短期	分離譲渡	円	円	④ 3,000,000	/	⑫62 3,000,000
		長期	総合譲渡			⑤ 円		⑬63 円
	C	山林			円			⑭64 円
						⑮65 円		

2 損益の通算						
所得の種類		①A 通算前	②B 第1次通算後	③C 第2次通算後	④D 第3次通算後	⑤E 損失額又は所得金額
A	経常所得	⑥9 円 2,000,000	⑦1 円 2,000,000	⑧2 円 2,000,000	⑨3 円 2,000,000	⑩4 円 2,000,000
B	譲渡	⑪61	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算	
	長期	⑫62 △				
	総合譲渡	⑬63				
	一時	⑭64				
C	山林	⑮65				⑯6 円
D	退職		⑰66			
損失額又は所得金額の合計額						⑱71 円 2,000,000

(記載に当たっての留意事項)

- 1 申告書第四表 (損失申告用) (二) の「4 繰越損失を差し引く計算」欄において、措法 41 の 5 による繰越損失額 (△4,000,000 円) を、平成 28 年分の「長期・分離譲渡」の黒字 (3,000,000 円) から差し引き、引ききれない金額 (△1,000,000 円) を、平成 28 年分の「事業所得」の黒字 (2,000,000 円) から差し引きします。
- 2 前年から繰り越された純損失の金額 (△2,000,000 円 : 平成 27 年分で生じた事業所得に係るもの) を、上記 1 で計算した差引後の「事業所得」の黒字 (1,000,000 円) から差し引きします。
 なお、引ききれない事業所得に係る純損失の金額 (△1,000,000 円) は、更に翌年以後に繰り越すこととなります。

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 (損失申告用)

FA0059

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号 一連番号

青色申告者の損失の金額		72	円				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		73	円				
変動所得の損失額		74	円				
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (①-②)
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	75
		不動産		..			76
	山林			..			77
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		78	円				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		79	円				

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		① 前年分までに引ききれなかった損失額	② 本年分で差し引く損失額	③ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(前-前)	
A 26年 (3年前)	純損失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/	
			山林所得の損失	円		
	雑損失	___年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
B 26年 (2年前)	純損失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
	雑損失	___年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		4,000,000	4,000,000	0
		雑損失				
C 27年 (前年)	純損失	27年が青色の場合	山林以外の所得の損失	2,000,000	1,000,000	1,000,000
			山林所得の損失			
	雑損失	___年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			80	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			81	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			82	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			83	円		

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

84 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

85 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

86 円

資産 整理欄

第四表(二) (平成二十八年分以降用) ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。